

3. オ十七方面軍司令部の停戦協定案と

朝鮮進駐に関する連合国側の要求

南鮮に於ては、終戦と共に、各地に独立示威の運動が行われ、一時民心の動搖があり、且つ一小規模乍ら一局部的に不逞の徒による不法行為が散発したが、一対警察官暴行、神社に対する放火、食糧掠奪、國人の逃亡其他^一、日本の軍需の治安維持の力は尚十分保持せられ、甚しく要慮すべき事態は生起しなかつた。併し日を重ねるに従つて、北鮮に於ける「ソ」軍の不法行為に基く混亂は南鮮にも波及せんとするに至つたので、方十七方面軍に於ては、此の旨、中央に報告し、又、日本政府は、之により、連合國最高司令官に対し、警察進駐する某軍に於ては斯くの如き非行の繰り返さるよう注意を要請すると共に、確かに日本軍に代つて治安維持に任すべし連合軍の指揮と、又、日本軍の武装解除及日本行政機關との別離に關し事前に十分現地の実状を尋ねべきこと等、通牒し度^二。

十七方國軍司令部に於ては、敵軍の進路を先も、後方の調査を取扱ひ
られるべき停戦協定の内容に關し、種々研究しつつあつたが、下句そ
の一案を得、八月二十八日、之を中央に報告した。その内容の要旨は
次の通りであつた。

朝鮮の対米現地交渉案

署 二〇・八・二八

「京城」總帥參謀長

次
長
總
統
箇
參
電
才
一
〇
七
号

朝鮮に於ける対米軍停戦協定は、總帥參謀長軍官を代表し折衝する如
く予定し提案要項として準備しある事項は左の如くである。(一)骨子

一、米軍は朝鮮が本土として現在に及べる特異事情の存在を認める
こと。

二、今次戰争に於ける朝鮮の地は、未だ直接戰場の被害を被つて居
ないのに鑑み、日本軍は流血破壊の態を見ずして整々と停戦協定

対及之の迅速に處理完了する事を念願し努力して居るので、米軍も紳士的なるを切望する。

三、日米兩軍間に不祥事件の発生を予防する為、兩軍の接触は始めて之を避け。且、米軍駐屯地域は当初成るべく局限すること。又、米軍の進駐は日本軍を退去せしめ、且、米軍の受入れ準備完了の後に於て行うこと。

京城地區に於ては其の特性に鑑み、本件に因し特別の考慮を払うこと。

又、日本軍移動の為、各種輸送機関及移動に必要な通信機関の保有及使用を認めること。

四、明緒の治安は、兵力を依り確保せられて居る実情に鑑み、憲兵及日本軍の武装は、米軍の進駐と関連し、相当長期に亘り保持すると共に、又、軍隊が武装検査する場合に於ても軍隊の内地港湾開港場等武器を剥離す事くすること。

五、總合、日本武士道の精神より、裸體被覆用器械の與、一概解

本機等一部の軍需品の携行を許し、下士官兵番刀・腰剣及腰袋を許可することとする。
各司令部及海陸本部の武裝機関は、其の部下軍隊の全兵力の武装解除完了後に於て行うこと。

又、満洲及支那より日本軍隊及國民を日本へ輸送の為、朝鮮は鉄道輸送及輸送機關の食料、衣料及必要なる保護を為し、且、右輸送は、鉄道及船舶輸送の不足と内地の汽車輸送及爆轟に伴う鐵道の不足等に依り相當長期に亘り、且、全般の速急なる輸送は殆ど不可能である現況を十分考慮し、必要な措置を認めることが為

- (1) 内地輸送措置は日本軍及官憲に依り行うこと。
- (2) 鉄道及船舶輸送を認め、且、之に自動貨車を供与すること。
- (3) 鉄道運営は現行の體とし、且、鉄道運輸輸送及警備に必需なる日本軍隊の配置を認めること。
- (4) 給与及衛生の為必要なる施設を認め、特に、食糧輸送機關の

運行を認めること。

六、朝鮮の食糧不足食糧儲蓄の実情を詳知し、總ての計画は、間隙をからしむる如くし、米日兩軍共相互責任の爆轟を明らかにして行うものとする。

日本軍の撤収は、米軍の警備完了と共に逐次実施すること。

又、海陸交代後の日本軍の配置は、食糧・治安・武装解除及内地帰還等を考慮し、現状を破壊したり、混亂が生じないよう、適切に実施せられること。之があら。

(1) 日本軍隊の給養は、現に保有しめる物資及隊内物資に依り、自隊に於て実施するものとする。之に必要な輸送機関の確保及運行を認めること。

(2) 清洲よりの食糧並に済州よりの石炭・塩及衛生材料等の輸入を認め、且、之に就き積荷的轉送を行うこと。
側面警戒持とも同様し、日本軍及國民の食糧の確保に就き考慮すること。

者等は本機関に於ける事務に際する細く運営する。一
時

又、特攻機空襲等は、既に内地爆撃を命ぜられて居るので、
關総方面の飛行場便なる地域に集結すること。

又、米軍の進駐部隊の宿舎及び食糧供給等は、隊内の実情及連
絡打合せの關係上、當分の間總督府に於て調査することとし、
其軍は直接一般市民に命令しないよう希望すること。

開港内の治安は、特殊事務より日本軍隊の引揚げ地区に於ても、
治安維持の為には日本憲兵及び警察官を活用せられ度。

八 通信連絡

海賊撲滅連絡及び鉄道運行等の為め、通信組織は、取扱す現状
の儘使用し、逐次接収する如く措置すること。

又海賊の撲滅に際する為、通信機器の保有を認め、且、指揮臺
船の為、飛行機及自動車の使用並に之に伴う諸勤務員（警備・
氣象・通信及保安等）の保有及勤務実施に方り、必要な燃料
及油脂等の保有を認めること。

九月後開催

(3) 現に使用中の患者収容機關は、過分の間隔で現状の儀。日本軍に於て確保を認め、且、其の開領及開設は、患者収容の機会に際し日本軍に於て直率的に決定する無く承認すること。

(4) 収容施設に随波周資材は概ね一年分の保有を認めること。

(5) 一般軍需品及軍隊の移動停止令と雖も、患者の日本への輸送を認め。且、移動の為鉄道及自動車等の使用を認めること。

一 Q 潘洲・支那及朝鮮鉄道の一貫性を認め、三地域の鉄道運行の趨勢並に、物質及輸送材料の相互乗り入れば、現状通り、實施する如く積極的斡旋を希望する。

一 A 諸安通持恩地より過分の關日本軍各級司令部・部隊本部官庁及会社等は現在の義務を継続し、又、一般民衆生活は現状の儀とすること。

八月三十日、聯合通電高麗會寧鐵大本營總理、第二十一号電を以て、
高麗會寧鐵上高麗鐵路通電上高麗鐵

本軍が三十二海里圏域内地・北島七日間隣接区域に進駐する。

日本支那當該處の軍艦を拘禁せよ。

一、北緯三十八度以南の朝鮮に在る日本軍司令官は、平九百四十五年八月三十一日十八時迄に、在沖繩ガ二十浬軍団司令官と無線連絡を設置せよ。

二、下略

三、九月五日十八時を期し實行しなければならない事項

イ、仁川港に向う航路警備・標識の設置・水先案内の準備に關する事項等（――略――）

ハ、沿岸防禦高射砲・閘道砲は、使用を不可能ならしめ一回の

船舶は停止せしめなければならぬ。

四、九月六日十八時を期し實行すべき事項

仁川港に向う航路より十浬以内の地区及仁川より一二浬の地区に於ける全日本武裝兵力を撤去せしめよ。

但し、一切の警察及憲兵並に通書の管理の任務上必要なる非武裝軍人は此の限りでない。

明九月六日十二時を期して實行すべき事項

仁川港に対する防守監査の件（――略――）
明九月七日、朝鮮總督府及北緯三十八度以南の在朝鮮日本軍司令官の責任ある代表者は、仁川港に於て、朝鮮方面合衆國陸軍部隊司令官に對し、上記に開する報告をせよ。

――後略――

六北緯三十八度以南の在朝鮮日本軍司令官は、合衆國オ二十個軍團司令官よりの銃械通報若くわ直接連絡その他の指令に應じなければならない。

方面軍に於ては、右の通達に対し、陸海空軍監察の研究を進行すると共に、海陸の移動、挙揚・兵器彈藥等の引運の準備等を直速的而確密に、更に特種、監督員の保護を含む般安善備にその万全を期する所と期して當該事務を終了せり。